# 予 算 常 任 委 員 会 議 事 録

（令和７年１２月４日）

予算常任委員会議事録

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 1　日　　時 | 令和７年１２月４日（木）　午前　９時２９分　開会 | | | | |
| 2　場　　所 | 太子町議会全員協議会室 | | | | |
| 3　出席委員 | 委 員 長 | 中村　直幸 | 副委員長 | 早瀬　和信 | |
| | 委　　員 | 斧田　秀明 | | 岡野　秀子 | |
| | | 西田いく子 | | 辻本　博之 | |
| | | 松井　謙昌 | | 森田　忠彦 | |
| | | 濵地　知英 | | | |
| | 議　　長 | 村井　浩二 | | | |
| 4　欠席委員 | | ―――― | | | |
| 5　説 明 員 | 町　　長 | 田中　祐二 | 企画担当課長 | 田中　信幸 | |
| | 副 町 長 | 村岡　篤 | 総務財政課長 | 岡本　啓子 | |
| | 教 育 長 | 中道　雅夫 | 会計管理者<br>兼会計課長 | 辻中　一嘉 | |
| | 政策総務部長 | 小角　孝彦 | 税 務 課 長 | 上野　賀子 | |
| | まちづくり推進部長 | 鳥取　勝憲 | 地域整備課長 | 小濱　健一 | |
| | 健康福祉部長 | 木村　厚江 | 子育て支援課長 | 胡麻　千代 | |
| | 地域活性化推進<br>担 当 部 長 | 堀内　孝茂 | 福祉介護課長 | 辻本　知也 | |
| | 教 育 次 長 | 東條　信也 | 保険医療課長 | 辻野　剛宏 | |
| | 秘書政策課長 | 小南　考弘 | | | |
| 6　議会事務局 | 事 務 局 長 | 正野　　正 | 書　　記 | 山本　夕芽 | |
| 7　傍 聴 者 | | ―――― | | | |

8　会議に付した事件

（１）議案第43号　令和７年度太子町一般会計補正予算（第６号）

午前　９時２９分　開　会

**○中村委員長**　皆さん、おはようございます。

本日、予算委員会を開催させていただきましたところ、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

会議に先立ちまして、町長より挨拶を受けます。

**○田中町長**　皆さん、おはようございます。

予算常任委員会の開会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。委員の皆様方には、大変お忙しい中ご出席を賜り誠にありがとうございます。

さて、本委員会に付託された案件でございますが、議案第４３号、令和７年度太子町一般会計補正予算（第６号）の１件でございます。何とぞよろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

**○中村委員長**　本日は全員出席していただいておりますので、会議は成立いたしました。

よって、これより委員会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、補正予算案件が１件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、議案第４３号、令和７年度太子町一般会計補正予算（第６号)、これを議題といたします。

本件について説明を求める前に、皆様にお諮りいたします。

内容の説明につきましては、それぞれの所管の歳入歳出の説明を一括して受け、その後、質疑に移りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○中村委員長**　ご異議なしと認めます。

それでは、一括して説明を求めます。

**○小角政策総務部長**　おはようございます。

それでは、議案第４３号、令和７年度太子町一般会計補正予算（第６号）についてご説明申し上げます。

それでは、タブレットのほう、ファイル番号が０２４３０１、一般会計補正予算（第

６号）のほうをお願いいたします。

補正予算書１頁をお願いいたします。

第１条の歳入歳出予算の補正でございますが、第１項の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ７千６４万３千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ７４億１５８万６千円とするものでございます。

第２条の債務負担行為の補正ですが、４頁をお願いいたします。第２表、債務負担行為補正として表を添付してございます。

債務負担行為の追加としまして、公共交通活性化協議会事業は４市町村コミバスは年度をまたいで切れ目なく運行するため、また、基幹系業務システム整備事業は国におけるシステム標準化の方針に基づき仕様の確定及び契約の締結が必要なため、標準化・共通化に係るシステム改修業務委託事業は戸籍附票システムの一部の機能について契約期間を延長する必要が生じたため、また、公用車管理事業は公用車の購入に時間を要する可能性があるため、普通河川改修事業は充当可能な地方債を活用するため、第８期太子町障がい福祉計画・第４期太子町障がい児福祉計画策定業務委託事業は計画策定について必要な時間を確保するため、それぞれ債務負担の期間及び限度額を定めるものでございます。

また、債務負担行為の変更としまして、令和８年度課税業務委託事業は、限度額を変更するものでございます。

続きまして、歳出の補正内容についてご説明申し上げます。１２、１３頁をお願いいたします。

今回、補正のうち、１款議会費から最後の９款教育費までの職員人件費、秘書政策課配当の個別内容についての説明は省略させていただき、職員人件費の全体的な内容を総括して説明に代えさせていただきます。

まず、職員人件費全体の補正額は２千５６万円の増額で、うち、職員給料で１千６万５千円の増額、職員手当等で６９８万３千円の増額、共済費で３７１万２千円の増額、雇用保険で２０万円の減額となってございます。今回の補正予算は人事院勧告や異動等に伴う人件費の精査による増額補正となっており、主な要因は人事院勧告に伴う給与関係一式で約２千６８５万８千円の増額に対して、採用見込みの実績との差異が生じたことによる減額や、病気休業の職員給与の減額、昇格見込みとの差異による減額等がございました。差引きで増額補正となってございます。

続きまして、人件費以外で政策総務部、会計課が所管する補正内容でございますが、２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、事業別区分６の秘書人事管理事業、補正額９９万円の増額は、１２節委託料で子ども・子育て支援金制度創設に伴う人事給与システムの改修に要する経費を増額補正するものでございます。

事業別区分１３、基金積立事務事業、補正額２３０万８千円は、債券運用収入及び財産売払収入の増額で、２４節積立金で財政調整基金積立金へ７１万３千円を、公共施設整備基金積立金へ１５９万５千円をそれぞれ増額補正するものでございます。

事業別区分１４の基金積立事務事業、補正額１０５万６千円は、定期預金の金利上昇による増額で、２４節積立金で財政調整基金積立金へ９５万円を、減債基金積立金へ１０万６千円をそれぞれ増額補正するものでございます。

次に、歳入でございます。８頁、９頁をお願いいたします。

１７款財産収入、１項財産売払収入、１目財産売払収入、１節財産売払収入、補正額１５９万円の増額は、春日地区の普通財産売払収入の増額分でございます。

１０頁、１１頁をお願いいたします。

２項財産運用収入、２目利子及び配当金、１節利子及び配当金、補正額１７７万４千円の増額は、基金積立金利子１０５万６千円と基金運用収入７１万８千円でございます。

１９款繰入金、１項基金繰入金、１目財政調整基金繰入金、１節財政調整基金繰入金、補正額３千４９９万６千円の増額は、財政調整基金繰入金にて財源調整をしてございます。

以上が政策総務部、会計課が所管します補正内容でございます。

**○木村健康福祉部長**　続きまして、健康福祉部が所管する補正予算の内容についてご説明申し上げます。

歳出予算から説明させていただきます。１６、１７頁をお願いいたします。

３款民生費、１項社会福祉費、８目国民年金総務費、補正額６８万４千円の増額。事業別区分２、国民年金事業、補正額９２万４千円の増額は、令和７年度税制改正に伴う電算システムの改修に要する経費を増額するものでございます。

１０目介護保険費、補正額２９１万３千円の増額。事業別区分２、介護保険特別会計繰出金事業、補正額１０１万８千円は、令和７年度税制改正に伴う電算システムの改修費を一般会計から介護保険特別会計に繰り出すため増額するものでございます。

１８、１９頁をお願いいたします。

１２目後期高齢者医療費、事業別区分１、後期高齢者医療特別会計繰出金事業、補正額３２８万２千円の増額は、令和６年分の医療給付費等に係る定率負担金の精算に伴い増額するものでございます。

２項児童福祉費、１目児童措置費、事業別区分１、児童手当給付費事業、補正額２千５４７万５千円の増額は、令和６年１０月の税制改正により所得制限の廃止と支給年齢の拡大が行われたことから支給対象者が増加し、当初予算編成時の見込みを上回ったことから増額するものでございます。

２目児童運営費、事業別区分１、保育所運営事業、補正額１千３２９万７千円の増額。１８節負担金補助及び交付金の民間保育所運営補助金８２万５千円は、保育所におけるＩＣＴを活用した業務システムの導入に要する経費、また、認可保育施設設備補助金１千２４７万２千円は、松の木保育園の園舎建て替えに対する補助金を増額するものでございます。

４目児童福祉費、事業別区分３、児童虐待防止事業、補正額１７３万３千円の増額は、児童家庭相談システムの標準化に伴い、改修に要する経費を増額するものでございます。

歳出につきましては、以上でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。８、９頁をお願いいたします。

１５款国庫支出金、１項国庫負担金、１目民生費国庫負担金、２節児童福祉費負担金、補正額１千８６１万５千円の増額は、児童手当給付事業における歳出補正に対する国庫負担金でございます。

２項国庫補助金、２目民生費国庫補助金、２節児童福祉費補助金、補正額９０８万８千円の増額のうち、地域子ども・子育て支援事業交付金２２万４千円は、児童家庭相談システムの標準化に伴う改修経費、また、保育対策総合支援事業費補助金５５万円は、保育所におけるＩＣＴを活用した業務システムの導入、就学前教育・保育施設整備交付金８３１万４千円は、松の木保育園の園舎建て替えに係るもので、これらはいずれも歳出補正に対する国庫補助金でございます。

３項国庫委託金、２目民生費国庫委託金、１節社会福祉費委託金、補正額９２万４千円の増額は、国民年金事業における歳出補正に対する国庫委託金でございます。

１６款府支出金、１項府負担金、１目民生費府負担金、２節児童福祉費負担金、補正額３４２万８千円の増額は、児童手当給付事業における歳出補正に対する府負担金でございます。

２項府補助金、２目民生費府補助金、３節児童福祉費補助金、補正額２２万４千円の増額は、児童家庭相談システムの標準化に伴う改修費の歳出補正に対する府補助金でございます。

議案第４３号、令和７年度太子町一般会計補正予算（第６号）の説明は以上となります。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

**○中村委員長**　ただいま、歳入歳出について説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

**○斧田委員**　先ほどの説明の中で、基金積立金の内容なんですけれども、運用利益のほうが発生したことに伴っての補正だということだったんですけど、実際どのような形で資金運用されて、こういうふうな補正に至ったかというのを教えていただけたらと思います。

**○岡本総務財政課長**　現在、基金のほうを債券運用という形で、今までは定期預金のみだったんですけれども、債券運用ということで、基金総額の３０％以内でということで債券のほうを購入いたしまして、長期の運用を行っております。定期、今金利が上がっている状態ですので、もちろん定期預金でするよりも、自主財源を確保できるという意味で積極的にさせていただいております。

購入の銘柄といたしましては、国債等を購入させていただいたりしておりまして、年数も１５年から５年という形で、証券会社等も平準化するような形で今４社のほうにさせていただいているんですけれども、そちらのほうで運用益を獲得しているという状況でございます。

当初予算のほうでは、これぐらいだろうという形で運用益のほうの予算を組ませていただいてたんですけれども、実際、金利のほうが上がっておりまして、運用益が予想よりもあったということで、今回補正予算のほうを上げさせていただいている次第でございます。

以上です。

**○斧田委員**　ありがとうございます。こういうふうなものというんですか、やっぱり利率が上がるようなところだと、リスクが伴うというふうな形でもあるんですけど、今の説明では国債を買われているということで、元金的な保証というのでは、償還まで持っていれば大丈夫だということでよろしいのでしょうか。

**○岡本総務財政課長**　銘柄といたしましては、国債に限らず、日本高速道路でありますとか都市再生機構でありますとか、そういったところに、公共的な保証のあるところで投資させていただいております。満期まで持ちましたら投資した金額が保証されるという形で、そういう形で確実な運用ということでさせていただいております。

以上です。

**○斧田委員**　ありがとうございます。これからもそういう安全だけれども、効率的な運用のほうを頑張っていただけたらと思います。

引き続きまして、先ほどの松の木保育園の補助に対する内容の中で、ＩＣＴを活用したというふうな説明があったんですけど、具体的にどういうふうなものなのか教えていただければありがたいんですけど。

**○胡麻子育て支援課長**　先ほどお伝えしましたＩＣＴ化は松の木保育園ではなく、やわらぎ保育園のほうへの補助となります。やわらぎ保育園のほうで使っておられるシステムですけれども、登園管理が主になっております。保育園では、延長等の料金計算等もありますので、子どもさんが園に登園したときの時間、退園したときの時間というのを管理するために、タッチパネルにカードを照らして、今来ましたよというような形での管理をしているということを聞いております。

（「松の木」の声あり）

**○胡麻子育て支援課長**　ごめんなさい。すいません。ちょっと私のほうが間違っていました。今回は、やわらぎ保育園と言っていましたけど、松の木保育園への補助ということになっております。内容的には今言った内容になります。失礼しました。

**○斧田委員**　ありがとうございます。中々補助金というか、にも絡んでくるもので、そういう数値的な管理をどんどんこういうＩＣＴ化されていくのは今の時代かなと思います。それとあと、松の木保育園さんのほうで、今建設中のものに対して補助の増額が出てきているということなんですけれども、その増額した要因というのは何なのか教えていただけたらと思います。

**○胡麻子育て支援課長**　世間的にも資材の高騰、人件費の高騰ということで、国の基準額というものが今回見直しされまして、毎年見直しにはなっているんですけれども、それが当初、見直しでどれぐらいの幅で上がるか分からなかった部分がありまして、総額が上がったところを増額させていただいたということになります。

**○斧田委員**　ありがとうございます。

**○中村委員長**　ほかにございませんか。

**○辻本委員**　予算書１９、児童手当の給付なんですが、令和６年の１０月に制度改正されてから、年齢が１８歳から２２歳年度末の児童に拡大されたとあります。今回、不足が出たという補正がかかっているんですけれども、何名の児童がこれ増えて、幾ら足りなかったのか教えてと。

**○胡麻子育て支援課長**　今回、制度の改正で対象年齢の拡大がありましたが、２２歳までではなく１８歳まで、高校生が対象、以前は対象ではなかったんですけれども、拡大されました。ただ、委員がおっしゃるとおり、２２歳までの子どもさんをその家庭の子どもの数として数えるようになりましたので、もう一つの大きな改正で、第３子が今までの金額にプラスされて３万円の給付というふうに大幅な増額になりましたので、その人数の見込みを少し積算間違いしていたところはあります。今回増額させていただいている額に対して、約７２名ほど多くなったということで金額の幅が大きくなっております。

以上です。

**○辻本委員**　予算の関連になるとは思うのですが、今の今国会で臨時会が開催されています。今後、補正予算もほぼ決まる。その中で、子育て支援が２万円給付というのが目玉になっているのかなと思うんですけれども、今後、児童手当とドッキングさせて、この１２月は厳しいとは思うんですが、その先の２月、４月、即効性のことを給付の対象とか、ちょっと考えられてないでしょうか。

**○胡麻子育て支援課長**　いろいろと国会のほうで審議をされていて、決定した事項というので通知が来たのがこの１２月に入ってからのことになりますので、今まさに検討をしていこうというところではあります。

以上です。

**○辻本委員**　やはり国民の、住民の皆さんが大変な状況がありますので、本当に町としても即効性を本当に重視して、皆さんのために、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

**○中村委員長**　ほかにございませんか。

**○西田委員**　今回、補正予算で債務負担行為が６件とも変更、１件合わせて７件、これだけ多く債務負担行為が年度またがったりもするんでしょうけど、あったかなと思うんですけれども、これって、会計処理とか財政としてはどういう感じなんやろ。こんだけあるのは困るなというのか、それはやらなあかんことをやってはると思うんですけれども、

そういうことがないようにしたいのか、ないようにしたくても国が遅いとかで仕方ないやんと思っているのか。多いと思いません、本当に。

**○岡本総務財政課長**　委員ご指摘のとおり、今回補正予算のほうで７件という形で、多く設定させていただいております。自治体の財政運営につきましては、会計年度独立の原則に基づきまして、４月１日から３月３１日、その一会計年度で予算を完結させるということが基本となっております。しかしながら、今回、計画策定や大規模な情報システムの導入、そちらのほうで単年度で完了しない事業については債務負担行為を設定しまして、将来にわたって予算の承認をいただくという形で今回上げさせていただいておるところでございます。

債務負担行為を設定することで、事業を計画的に安定的に運営できるということと、また、工事におきましては、平準化を目的という形で債務負担を設定することもございます。単年度予算の制約にとらわれることなく、事業全体の工程を見据えた最適な契約を締結できるという利点がございます。実際、昨今中長期的な視点に立った事業運営というのが増えてきておりますので、歳出の複数年度化が進んでいるということが、今回債務負担が増えてきたということで全体的にそういう流れになってきているんだろうなという形で、事業の進め方の最適化という意味で仕方がないというか、それが最適ではないかというふうに財政としては考えております。

**○西田委員**　何か債務負担行為がそうやって早めにやっておかなあかんよという、一番最初に思ったのが、住民健診が３月に決まって、４月から押さえてたらもう全然間に合わへんということがあって、そういうときに使われるのだなと思うけど、一通り、だからこれだけのことを何でもそらやらなしゃあないねではなくて、ちゃんと見返して、これは年度内に済むのと違うのかとかいう、そういう議論もありながらの債務負担行為になっているということですか。

**○岡本総務財政課長**　そうですね。補正させていただく、当初に上げさせていただく中で、実際事業の進め方でありますかとか、もちろん最短で年度内というのが基本ですので、そちらでできればいいんですけれども、業務の性質上でありますとかそちらのほうが有利である、住民さんのために事前に計画できる等々ありますので、その辺りは綿密に協議しながら設定のほうをさせていただいております。

**○中村委員長**　ほかにございませんか。

**○西田委員**　保育所のを聞きます。ＩＴ活用はどういうことかというのは先ほどお聞きし

ましたけど、これは負担、補助の割合はどうなっているんですか。

**○胡麻子育て支援課長**　国３分の１、府３分の１、市町村３分の１になっております。

（発言する者あり）

**○胡麻子育て支援課長**　すいません。国が２分の１で、町が２分の１ということです。申し訳ございません。

（発言する者あり）

**○胡麻子育て支援課長**　申し訳ございません。国が２分の１で、町が４分の１、事業所が４分の１ということです。申し訳ございません。

**○西田委員**　改めて、施設全体の費用が資材の高騰とかでかさんだということですけれども、まず、計画どおり卒園式から始まろうとしているの。始業式から始まろうとしてるの。園舎は建設が当初の見込みどおり運営できるんですか、新しい庁舎で。

**○胡麻子育て支援課長**　卒園式には新庁舎のほうに移りたいという予定を聞いております。ただし、４月からの開園は滞りなく実施するということではありますけれども、９６％が今年度の工事にはなってきますので、あと令和８年度にも園庭等の整備等で、まだ工事の車両は残っているかと思われます。

以上です。

**○西田委員**　ちなみに、総額何ぼで、国から何ぼ入ってとか、そういう細かいのが出えへんかったら、せめて総額幾らなのか教えていただけます。

**○胡麻子育て支援課長**　総額ですが、今の見込みでは７億３千１４０万円になっております。国からの補助が、全体で１億６千９９５万８千円となっています。申し訳ないです。すいません。２億４千１１０万１千円ということになっております。

**○西田委員**　それと、松の木さんがきれいになるねんなとだけ思ってたら、認定こども園に変えていくということで、そういう意味ではもう来年４月からそのことが始まっていくということで、園側に混乱がなかったのか。認定こども園になって、教育委員会から３歳児から行っていますよね。それだったら認定に移るわといって、園児が減ったりとか、そういう動きはなかったのか。もう今募集しているものね。そういうところの動き、いかがなんですか。

**○胡麻子育て支援課長**　今回、松の木保育園が改修を機に認定こども園化になるということで、教育部門を併設するということにはなるんですけれども、それに関しては、特段混乱というか、そのようなことは園のほうからは聞いてはいません。今回の定数ですけ

れども、認定こども園になる最低人数ということでの１５名を予定しているということを聞いてまして、今実際申込みは１名程度という、確実なものではないですけれども、聞いているところです。

以上です。

**○西田委員**　１５名予定してても、１人でも、思っていても０人でも認定こども園ですという看板というか、それを出したら、それなりの認定こども園に対する国の補助か助成があったと思うんですけど、それは変わらない。０人になろうが、１５人だろうが出るということですか。

**○胡麻子育て支援課長**　今現在、大阪府のほうに対して認可手続きのほうをしていますので、園自体がその制度に乗る園に変わるということで、市町村がそういう認可を申請しているところです。ですので、利用人数によっての、１号認定というんですけれども、１号認定に対する給付は国のほうからは出るということにはなります。

**○西田委員**　既にやわらぎさんが認定こども園で、今度、松の木に今までずっと通っていたら、認定こども園ということで、途中で帰る子がいてるの違うかとか、夏休みはちっちゃい子だから、本当だったらお父さんお母さんと遊びたいなと思っていても、うちは働いているからいいけど、いつも普通だったら来ている子が、夏休みに来なくなったりするわけやん、認定だったら。そういう不安の声みたいなのは、保護者のほうから上がっているとか、そういうのはないんですか。

**○胡麻子育て支援課長**　今、子育て支援課の施策でいろいろな保護者の方と接する機会はありますけれども、今のところ、松の木さんのほうのＰＲもまだゆっくりされているのかなというところでそのような声というのは届いてはいてません。実質、夏休みは８月に入って取られるところもありますが、お仕事をされているおうちの方が１号認定を取られたとすれば、また、預かりという制度で継続して利用することも可能ですので、そのご家庭によってのスタイルで保育を選んでいただくことができるのかなというふうに思います。

以上です。

**○西田委員**　ありがとうございました。ちょっと、言っても今１人なのでどう動いてくるのか分からないですけれども、お子さんが安心して通える保育園、認定こども園であればそれがいいなと思います。

では、別に。職員さん、病気休業３人ですよね。しんどいときは、いろんな身体的な

こともあれば、精神的なこともあると思うんですけれども、それは休業して休んで元気になっていただきたいと思うのだけれども、それでも復帰したとき、中々しんどいかなと思うんです、体力的とか。そういうときのケアというのはどういうふうにしているんでしょうか。

**○小南秘書政策課長**　病気休暇のほうは、最近で言いますとメンタルであったりとか、あと身体的な病気のほうでのお休みという形のものがあるかと思います。うちのほうとしましては、特にメンタルのほうでお休みになられている方に関しましては、病気休暇の最中の期間には含まれるんですけれども、リハビリ出勤という形で短時間から始めて、病院との連絡を取りながら、本人も交えて、復帰にあたるまでの計画を立てさせていただいて、それに基づいて、だんだん時間を延ばすとか、来る日数を増やすという形で、本人の状態を見ながら問題ないということであれば改めて復帰というような形で、その方その方に係る復帰計画みたいなのを病院にご相談させていただいて担当課長と人事と本人と病院という形で調整して行っているような形を取っております。また、復帰された後も、決まった面談のサイクルとかはないんですけれども、一応何か問題あったときには、すぐに言っていただくような形でフォローのほうを心がけるような形にはしております。

あと、身体的な病休のほうに関しましては、後遺症等とかも、うちのほうであまり今のところケースはないんですけれども、そういうケースも出てくる可能性もあるかと思います。そういう場合には、所属も含めて、いろいろとその方の今後のお仕事のほうをしていただきやすいような環境という形を考えていくのかなというふうには思っております。

**○西田委員**　いろんなことがあって、特に気持ちのほうは、おうちのほうがとか、職場環境がとか、いろいろあるかと思うんですけれども、今言ってはったように、そのときに相談窓口みたいなところはあるんですか。上司に言う。でも、上司に言いにくいとかもあるかと思うんですけれども。それとも、病院に行ったことによって、分かることが多いのか、相談を受けながら、それならちょっとお休みしてとか、病院に行ってとか、そういう例としてはどちらが多いというか、どういう扱いをされているのか、今一度教えてください。

**○小南秘書政策課長**　実際にメンタルでお休みに至った職員さんのケースで言いますと、様々ございます。ご本人さんのちょっと体調不良によってお休みが増えた中で、所属長

であったりとか人事担当のほうとお話しさせていただく中、そういう形で一度通院のほうを勧めてみて、結果、お仕事のほうがしばらく難しいというような形のケースが出てきたり、もしくは、自己判断の中で、ご自分がちょっと調子悪いということで、直接病院に行かれて、所属長とか人事のほうにお医者さんの見解を含めてお話を本人からされるようなケースもございます。

制度としましては、基本的に相談窓口としては、人事のほうにお願いしますという形にはなっておりまして、専属の窓口とか専門医というのはございません。ただ、一定の時間外勤務が多い職員等に関しましては、職員健診の機会に当てまして、産業医さんとの面談をご希望者の方とかには受けていただいて、常日頃の職務に対する負担であったりとかのご相談を受けていただくような形、そういう制度がございます。

**○西田委員**　いろいろ考えていただいてありがとうございます。お医者さんに行くことから始まるのかなと思うんですが、そこに至らなくても、この間、そういう調査をしてはったけど、公務員の皆さん、カスハラ、カスタマーハラスメントということで、それに対応する、言い返してもいいのではないかみたいなこともあるのだけれども、やっぱり一方で、理不尽な物言いには対応せなあかんと思うんです。何から何まで黙って聞くこともないと思うんですけれども、今言っているカスハラに対する対策とか、そういうのは持っているんですか。持とうと思っているんですか。

**○小南秘書政策課長**　すいません、カスハラに対しては、おっしゃっていただけてますように一種の社会問題といいますか、特に自治体職員に対して窓口での過剰な要求であったりとか暴言とか長時間の居座り等が問題になっております。本町としましても、そちらのほうの増加に対して職員が負担という形が増加しているというのも課題として考えまして、今年度、すいません、ちょっと何月かすぐ出ないんですけれども、今年度にカスハラ対策に関する要綱とマニュアルのほうを新規で作成させていただきまして、職員の皆さんのほうにまかせていただいている形になります。そちらのほうには、おっしゃっていただいているとおり、言い返すということではないんですけれども、毅然とした態度で、例えば長時間居座りに対しては、通常のご相談の時間を超えていますと、ですので、ここで、この時間、ここをもちまして、これ以上同じ会話であれば、もう相談のほうはできませんというような形の、こういう返しをして、退庁していただく。もし退庁していただかない場合は、またこういう形でというのはいろんなケースによっての対策のほうをマニュアルにも掲載していまして、職員に対しては町を挙げてそういう形で

対応しますので、職員個人個人が負担を感じて気を遣うような形のないような形で一応通知のほうはさせていただいています。

**○中村委員長**　ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

**○中村委員長**　ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

**○中村委員長**　ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第４３号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○中村委員長**　ご異議なしと認めます。

よって、議案第４３号、令和７年度太子町一般会計補正予算（第６号）は原案どおり可決することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件は終了いたしました。

よって、これにて委員会を閉会させていただきます。本日はご苦労さまでした。

午前１０時１０分　閉　会

---

太子町議会委員会条例第２７条第１項の規定によりここに署名する。

予 算 常 任 委 員 長　　中　村　直　幸